

(衛生法規に関する知識)

1 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を () に記入しなさい。

- (1) () 繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを営業とする場合は、クリーニング業に該当する。
- (2) () 営業者は、クリーニング師が洗濯を行うのであれば、クリーニング所以外の場所でも営業として洗濯物の処理ができる。
- (3) () おむつ、パンツ等で営業者に引き渡される前に消毒されていないものは、他の洗濯物と区分しておき、洗濯前に消毒しなければならない。ただし、消毒の効果を有する方法で洗濯する場合は、洗濯前に消毒する必要はない。
- (4) () 営業者は、洗濯物の受取をしようとするときに限り、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明しなければならない。
- (5) () 営業者は、クリーニング所の店頭で、利用者の苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を掲示しなければならない。
- (6) () 営業者がクリーニング師であって、自らが主としてそのクリーニング所の業務に従事する場合であっても、営業者以外にクリーニング師を置かなければならない。
- (7) () 営業者は、クリーニング所を開設するときに届け出た事項を変更したときは、速やかに都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）に届け出なければならない。
- (8) () 営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）に届け出なければならない。
- (9) () クリーニング師試験に合格していれば、免許の交付申請手続は、試験合格地以外の都道府県でも行うことができる。

- (10) () クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、都道府県知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受講し、その後5年を超えない期間ごとに研修を受講しなければならない。
- (11) () クリーニング所の業務に従事するクリーニング師が、クリーニング師の研修を受けた場合でも、業務従事者に対する講習を受けたものとはみなされない。
- (12) () 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）は、必要があると認めるときは、環境衛生監視員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、検査させることができる。
- (13) () 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- (14) () クリーニング師が免許証を紛失した場合は、その旨を記した書類を添え、1か月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- (15) () クリーニング師は、その住所を変更したときは、10日以内に免許証の訂正の申請を、免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

2 次の文の（ ）の中にあてはまる、最も適当な語句をそれぞれの語群から1つ選び、その記号を記入しなさい。

- (1) 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）は、営業者が（ ）に従わないときは、期間を定めてその営業の（ ）又はクリーニング所の（ ）若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。

【語群】

- ア. 立入検査 イ. 閉鎖 ウ. 停止
エ. 措置命令 オ. 休止 カ. 廃止

- (2) クリーニング所を開設しようとする者は、（ ）の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び（ ）並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）に届け出なければならない。

【語群】

- ア. 厚生労働省令 イ. 条例 ウ. 都道府県知事
エ. 営業時間 オ. 従事者数

- (3) クリーニング業法は、クリーニング業に対して、（ ）等の見地から必要な（ ）及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、（ ）の利益の擁護を図ることを目的とする。

【語群】

- ア. 保健衛生 イ. 公衆衛生 ウ. 指導
エ. 支援 オ. 営業者 カ. 利用者

- (4) クリーニング業とは、（ ）又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は（ ）を原型のまま洗濯することを営業とすることをいう。

【語群】

- ア. 漂白剤 イ. 溶剤 ウ. 仕上げ剤
エ. 金属製品 オ. 皮革製品

3 次のA群の語句と最も関係の深いものをB群から選び、線で結びなさい。

(A群)

従事者の伝染性の疾病 ・

無店舗取次店 ・

立入検査の拒否 ・

Sマーク ・

洗場の床 ・

(B群)

・ 標準営業約款制度

・ 罰金

・ 不浸透性材料

・ 車両

・ 業務停止

(公衆衛生に関する知識)

1 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を () に記入しなさい。

- (1) () 引火性溶剤は、容易に蒸発しやすく、また引火しやすい性質をもっているため、これらを使用するクリーニング所においては、安全衛生に留意し、保管容器を密閉するなどの対策を講ずることが重要である。
- (2) () 「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」における貸おしぼりの衛生基準では、大腸菌群及び黄色ブドウ球菌は検出されてはならない。
- (3) () 消毒とは、物理的または化学的方法により、全ての微生物を死滅させてしまうことをいう。
- (4) () クリーニング所で使用されたテトラクロロエチレンや石油系溶剤などを含む廃油等の廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般廃棄物に分類される。
- (5) () 消毒が必要な洗濯物の一般的な消毒方法としての蒸気による消毒では、蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間触れさせれば良い。
- (6) () 流水と次亜塩素酸ナトリウムを用いた手洗いは、感染症の拡大予防に効果がある。
- (7) () 病院リネンを介した集団感染の原因となるセレウス菌が形成する芽胞は、熱やアルコールに抵抗性がある。
- (8) () ノロウイルスは塵埃（じんあい）として空中に浮遊し、それが吸入されて感染性を示す可能性がある。
- (9) () テトラクロロエチレンは、大気汚染防止法において、大気への排出・飛散の削減努力が求められていない。
- (10) () 洗濯物の消毒を、さらし粉や次亜塩素酸ナトリウムなどの塩素剤で行う場合には、遊離残留塩素濃度が100ppm以上の水溶液中に20℃以上で5分間以上浸す。

- (11) () 新型コロナウイルス感染症の主な症状は、発熱・鼻水・のどの痛み・咳といった上気道炎症状、嗅覚異常・味覚異常であり、無症状の場合はない。
- (12) () 水質汚濁防止法において、クリーニング所は、洗濯業の用に供する洗浄施設が特定施設となる。したがって、特定施設として自治体への届出、排水基準の遵守、事故時における届出等の義務がある。
- (13) () 建築基準法による規制では、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場は、商業系用途地域に設置することができる。
- (14) () 特定フロンは、オゾン層を破壊する作用があり、生産及び消費は全廃されている。
- (15) () インフルエンザを予防する方法としては、外出後の手洗い、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取、流行前のワクチン接種などがある。

2 次の文の（ ）の中にあてはまる、最も適当な語句をそれぞれの語群から1つ選び、その記号を記入しなさい。

- (1) ()では、「健康とは、肉体的、精神的及び()に完全によい状態にあることであり、単に()又は虚弱でないということではない。」と定義されている。

【語群】

- ア. ウィンズローの定義 イ. WHO憲章 ウ. 個人的
エ. 社会的 オ. 貧困 カ. 疾病

- (2) 憲法第25条で「すべて国民は、()で文化的な()の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び()の向上及び()に努めなければならない。」とされている。

【語群】

- ア. 幸福 イ. 健康 ウ. 最低限度
エ. 最高 オ. 公衆衛生 カ. 保健衛生
キ. 維持 ク. 増進

- (3) 3R（スリーアール）活動とは、廃棄物の発生抑制を意味する()、再利用を意味する()、再資源化を意味する()の頭文字をとった省資源化対策の取組みである。

【語群】

- ア. リサイクル イ. リターン ウ. リリース
エ. リプライ オ. リデュース カ. リユース

3 次のA群の語句と最も関係の深いものをB群から選び、線で結びなさい。

(A群)

カンピロバクター ・

腸管出血性大腸菌 ・

ウエルシュ菌 ・

腸炎ビブリオ ・

ノロウイルス ・

(B群)

・ 煮込み料理

・ 牛肉

・ 二枚貝

・ 鶏肉

・ 魚

(洗濯物の処理に関する知識)

1 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

- (1) () ポリエステルの欠点の一つに、染色性がナイロン、アクリルより劣ることが挙げられる。
- (2) () ドライ仕上げの最適な蒸気圧は、 0.7 MPa (7 kg f / cm^2) である。
- (3) () 生成りや淡色の綿や麻は、蛍光増白剤入りの洗剤を使用したほうがよい。
- (4) () 手ぬぐい、タオルその他これらに類するものは指定洗濯物と呼ばれ、消毒を要する洗濯物である。
- (5) () 合成皮革製品は、経時変化が起きやすいため、受付け時には製品の状態をよく確認することが重要である。
- (6) () ドライ溶剤の浄化において、溶け込んだ油性汚れの多くは、フィルター(ろ過器)のみで除去することができる。
- (7) () 漂白剤は黄ばみ、シミ、汚れを分解して漂白するとともに、衣類殺菌の効果がある。
- (8) () ランドリーでは、メタ珪酸ナトリウムが再汚染防止剤として洗剤と併用される。
- (9) () 皮革にはカビが生えやすく、生えたと収縮や強度低下を起こしやすい性質がある。
- (10) () ドライクリーニングとは、水の代わりに有機溶剤を用いて衣料品への影響を抑えた洗浄方法である。
- (11) () タンパク系のシミには酸性のシミ抜き剤、タンニン系のシミにはアルカリ性のシミ抜き剤を使用する。
- (12) () ABSボタンは、耐薬品性、耐溶剤性に優れているが、熱に弱く、取扱いに注意が必要である。

- (13) () 羊毛製品はフェルト化や虫害を受けやすい傾向があるため、クリーニングの受取時には確認等の注意が必要である。
- (14) () クリーニングの目的は、汚れ、シミを落としてきれいにするほかに、衣服の形態を復元することである。
- (15) () ランドリー工程におけるすすぎ温度は、初回は洗濯温度より10℃以上上げず、2回目以降は常温でよい。

2 次の文の（ ）の中にあてはまる、最も適当な語句をそれぞれの語群の中から1つ選び、その記号を記入しなさい。

- (1) チャージシステムとは、あらかじめドライ溶剤に（ ）を添加しておいて洗う方法で、一般的な（ ）システムである。チャージシステムでは、ソープ濃度は（ ）を用いるのが普通である。

【語群】

- ア. ドライソープ イ. ソープ ウ. ウェットクリーニング
エ. ドライクリーニング オ. 0.1～0.2% カ. 0.5～1%

- (2) 布に折り目やヒダをつけるプリーツ加工において、耐久性のあるプリーツを作るのに、合成繊維は（ ）、綿は（ ）が知られている。

【語群】

- ア. ピーチ加工 イ. 樹脂加工 ウ. モアレ加工
エ. 熱セット

- (3) 代表的な繊維素材に対応するJIS L 0001 アイロン表示記号の上限温度は、ポリエステルが（ ）、アクリルが（ ）、綿・麻が（ ）である。

【語群】

- ア. 80℃ イ. 110℃ ウ. 150℃
エ. 180℃ オ. 200℃ カ. 220℃

- (4) 縦または横のいずれか1方向の1本の糸によってつくられた布地を（ ）といい、縦・横の2方向の糸によってつくられた布地を（ ）という。

【語群】

- ア. ニット イ. レース ウ. 織物 エ. 毛皮

3 次のA群の語句と最も関係の深いものをB群から選び、解答欄にその記号を記入しなさい。

(A群)	解答欄
(1) ホコリ	
(2) サビ	
(3) アルコール	
(4) 皮脂	
(5) 汗	

(B群)

- ア. 不溶性汚れ(水にも溶剤にも溶けない汚れ、固形汚れ)
- イ. 水溶性汚れ(水に溶ける汚れ)
- ウ. 特殊な汚れ
- エ. 油性汚れ(溶剤に溶ける汚れ)